

令和3年 第7回定例会

道志村議会会議録

令和3年12月7日 開会

令和3年12月10日 閉会

道志村議会

令和3年第7回道志村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (12月7日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため議場に出席した者の職氏名	4
○開会の宣告	5
○村長挨拶	5
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	9
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第66及び議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決	16

第 2 号 (12月10日)

○議事日程	18
○出席議員	19
○欠席議員	19
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	19
○職務のため議場に出席した者の職氏名	19

○開議の宣告	20
○議事日程の報告	20
○議案第70号から議案第76号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	20
○議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
○閉会中の継続調査について	26
○村長挨拶	26
○閉議の宣告	27
○閉会の宣告	27
○署名議員	28

道志村告示第16号

令和3年第7回道志村議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月24日

道志村長 長 田 富 也

記

- 1 日 時 令和3年12月7日(火)
- 2 場 所 やまゆりセンターふれあいホール

◎応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
3番	池谷銀重君	4番	佐藤徹君
5番	佐藤喜章君	6番	白井勝光君
7番	杉本孝正君	8番	佐藤進君
9番	出羽和平君	10番	大田博文君

不応招議員（なし）

令和3年第7回道志村議会定例会

議事日程（第1号）

令和3年12月7日（火曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 承認第2号 専決処分の承認について（道志村職員給与条例の一部を改正する条例）
- 第4 議案第64号 道志村過疎地域持続的発展計画について
- 第5 議案第65号 富士・東部広域環境事務組合の設立について
- 第6 議案第66号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第67号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第68号 道志村過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の免除に関する条例
- 第9 議案第69号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第70号 令和3年度道志村一般会計補正予算（第5回）
- 第11 議案第71号 令和3年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- 第12 議案第72号 令和3年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3回）
- 第13 議案第73号 令和3年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）
- 第14 議案第74号 令和3年度道志村介護保険特別会計補正予算（第2回）
- 第15 議案第75号 令和3年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）
- 第16 議案第76号 令和3年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）

出席議員（10名）

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
3番	池谷銀重君	4番	佐藤徹君
5番	佐藤喜章君	6番	白井勝光君
7番	杉本孝正君	8番	佐藤進君
9番	出羽和平君	10番	大田博文君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	長田富也君	副村長	山口晃司君
教育長	佐藤文泰君	総務課長	菅谷克士君
住民健康課長	山口登美君	産業振興課長	山口俊一君
ふるさと振興課長	山口俊一君	教育課長	佐藤万寿人君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局専門員 大房保夫君

◎開会の宣告

○議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。

よって、令和3年第7回道志村議会定例会は成立しましたので、これより開会いたします。

（午前10時00分）

◎村長挨拶

○議長（出羽和平君） ここで、長田村長より招集の挨拶をお願いします。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

〔村長 長田富也君 登壇〕

○村長（長田富也君） 令和3年第7回道志村議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和3年第7回道志村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご多忙にもかかわらず、全議員のご参集をいただき厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスは、国内でも1日あたりの新規感染者数が100人前後にとどまるなど、落ち着きを見せる一方で、新たな変異株の感染者が国内でも確認され、予断を許さない状況でもあります。本村では、11月の議会臨時会において議決いただいた宿泊事業者支援金給付事業や、感染防止支援として事業化した水源の郷地域活性化・暮らし応援商品券事業などの各種事業を進め、村民の皆様の生活を少しでもお支えできるよう、感染防止に努めながら、全力で取り組んでいるところでもあります。

さて、総務省が11月30日に公表した国勢調査の確定値では、山梨県の人口が81万人を割り、全国順位でも前回の41番目から42番目に下がりました。本村においても、1,607人と減少傾向が続き、55年前となる昭和40年の調査と比べ、1,000人以上の減少となっています。

私は就任時から公約のテーマに安心・安全で豊かな道志村づくりを掲げ、インフラ整備の重要性を訴えてまいりました。特に、大雨でも陸の孤島とならないよう、国道413号と県道都留道志線の対策を積極的に県知事へトップセールスを行い、国道413号においては、雨量による通行規制が解消されました。また、防災トンネルを含む県道都留道志線の概略ルートが県から示されるなど、これまでの取り組みが、着実に形となって表れております。こ

これらの交通インフラの強靱化こそ、人口減少対策の解決に向けた重要な対策と思い、引き続き県との連携を深めながら、安心・安全で豊かな道志村づくりを推し進め、子や孫の世代に引き継げる村づくりに取り組んでまいります。

また、先週の11月29日には、8月に横浜市長に就任された山中市長と、横浜市会の清水議長、高橋副議長を表敬訪問させていただきました。出羽議長も同行いただいたの訪問となりましたが、友好・交流の発展や、森林整備を含む村の豊かな自然や村の特産品について意見を交わすことができ、今まで以上の関係を築いていくこととなる貴重な機会となりましたこと報告させていただきます。

さて、本定例会に付議します案件は、令和3年人事院勧告及び山梨県人事委員会勧告に伴う道志村職員給与と条例の一部を改正する条例の専決処分の承認、道志村過疎地域持続的発展計画、富士・東部広域環境事務組合の設立、条例の改廃4件、令和3年度補正予算7件の合計14件でございます。議案の詳細につきましては、議案審議で説明させていただきますので、ご審議の程、よろしく願いいたしまして、開会にあたってのあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

◎開議の宣告

○議長（出羽和平君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（出羽和平君） 本日の議事は、配付してあります日程表第1号のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（出羽和平君） この際、議案の審議に先立ちまして諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和3年8月、9月、10月分の例月出納検査についての報告が提出されております。その写しをお手元に配布しておきました。

次に、令和3年第5回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。

議会運営委員長、佐藤喜章君。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

〔議会運営委員長 佐藤喜章君 登壇〕

○議会運営委員長（佐藤喜章君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査について、報告させていただきます。

令和3年第5回定例会において、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、9月17日の本会議において議決された件についての報告であります。

11月30日午後1時30分より、役場議会事務局室において委員会を招集し、委員3名と議長、職務のために議会事務局長の出席がありました。

決定された事項は、次の3項目です。

- 1 会期は本日より12月10日までの4日間とし、配布してある日程表のとおりとすること。
- 2 一般質問の通告者はありません。
- 3 議会運営委員会の閉会中の継続調査を申し出ること。

以上で、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

○議長（出羽和平君） 建設厚生常任委員長、大田博文君。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 大田博文君。

〔建設厚生常任委員長 大田博文君 登壇〕

○建設厚生常任委員長（大田博文君） 建設厚生常任委員会の報告。

令和3年度5回定例会において、建設厚生常任委員会の調査について継続調査を要する旨を議長に申し出、9月17日の本会議において議決された件についての報告です。

令和3年11月22日、10時より役場事務局室にて建設厚生常任委員会を招集し、議長と議員5名、総務課長、兼議会事務局長の出席があり、提言書の回答の確認、2項目について行い情報を共有し今後の議案について意見交換を行いました。

以上、閉会中の建設厚生常任委員会の活動報告とさせていただきます。

委員会後、今後継続調査を要することと決定いたしましたので、所管事務の調査について会議規定により閉会中の継続調査を議長に申し出いたしました。

以上です。

○議長（出羽和平君） 広報常任委員長、杉本孝正君。

〔「はい、議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

〔広報常任委員長 杉本孝正君 登壇〕

○広報常任委員長（杉本孝正君） 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和3年第5回定例会において、所管事務の調査を要する旨を議長に対し申し出、9月17日の本会議において議決された件についての報告であります。

9月20日午前9時より議会事務局室において、広報常任委員会を開催しました。議長及び議会事務局長、委員全員の出席があり、どうし議会だより第52号について、レイアウトや掲載記事の内容に協議、編集を行い完成することができ、10月1日各自治会長にお願いし全戸配布をしてもらいました。11月19日午後2時より甲府の自治会館において、町村議会広報委員長会議があり、私が出席しました。11月30日午前10時より議会事務局室において議長、総務課長、委員全員にて、どうし議会だより第53号のレイアウトや掲載する内容、日程について協議を行いました。

以上、広報常任委員会の閉会中の継続調査の活動内容ですので報告とさせていただきます。

また、委員会後、閉会中の継続調査の申し出につきましては、所管事務の調査について今後も継続調査を要することと決定しましたので、会議規則の規定により、議長に申し出いたしました。

以上、広報常任委員会の閉会中の継続調査の活動内容ですので報告といたします。

以上で、広報常任委員会の閉会中の継続調査の報告といたします。

○議長（出羽和平君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（出羽和平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定により、第4番、佐藤徹君及び第5番、佐藤喜章君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（出羽和平君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日から10日までの4日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から10日までの4日間と決定いたしました。

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

（午前10時15分）

○議長（出羽和平君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

（午後 2時00分）

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第3、承認第2号専決処分の承認について議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長（菅谷克士君）

○総務課長（菅谷克士君） 承認第2号 専決処分の承認についてご説明いたします。

道志村職員給与条例の一部を改正する条例につきましては、令和3年の人事院及び山梨県人事委員会の勧告を踏まえ、一般職の期末手当の支給月額を0.15月引き下げるため、道志村職員給与条例について所要の改正を行うものであります。

改正内容は、第1条で条例第17条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に、「100分の62.5」を「100分の52.5」に改め、第2条で条例第17条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の92.5」を「100分の10

0」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に、「100分の92.5」を「100分の100」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改めるものです。

12月10日支給の期末手当及び勤勉手当の基準日が12月1日のため、11月30日に専決処分したので承認を求めるものです。

なお、附則で施行期日を改正条例第1条が公布の日から、第2条が令和4年4月1日から施行すると定めております。

以上が、道志村職員給与条例の一部を改正する条例の内容になります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより、承認第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第4、議案第64号道志村過疎地域持続的発展計画について議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長（山口かおり君）

○ふるさと振興課長（山口かおり君） 議案第64号道志村過疎地域持続的発展計画について
ご説明いたします。

令和2年度までは、過疎地域自立促進特別措置法のもと、道志村過疎地域自立促進計画を策定し各事業を実施してきたところですが、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日で期限を迎えたことから、過疎地域の総合的かつ計画的に対策を実施するため、新たな法律である、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年度から令和12年度までの10年間を期間として制定されました。この新たな法律の制定に伴い、山梨県が定める過疎地域持続的発展方針に基づき、本村におきましても議会の議決を得て道志村過疎地域持続的発展計画の策定を行うものであります。

本計画は、令和3年度から7年度までの5箇年間で計画期間とする前期の計画であり、基本的にはこれまであった道志村過疎地域自立促進計画を引き継ぐものです。冒頭に、道志村の概要、基本方針、基本目標等を記載し、続いて、今後実施すべき12の項目の施策である、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、産業の振興、地域における情報化、交通施設の整備、手段の確保、生活環境の整備、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保、教育の振興、集落の整備、地域文化の振興等、再生可能エネルギーの利用促進、その他、地域の持続的発展に関し必要な事項について、それぞれの現状と問題点、その対策、事業計画、公共施設との整合について記載しております。

なお、本計画に基づいて行う事業につきましては、過疎対策事業債をその財源とすることができるようになっております。

以上が、道志村過疎地域持続的発展計画の内容となります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第64号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり決定しました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第5、議案第65号富士・東部広域環境事務組合の設立について議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長（山口俊一君）

○産業振興課長（山口俊一君） 議案第65号富士・東部広域環境事務組合の設立について、ご説明いたします。

富士・東部広域環境事務組合の設立につきましては、地方自治法第290条の規定により、議会へ案件を提出し、議決を経た上で、山梨県知事へ設立許可申請することとなっております。

富士・東部広域環境事務組合は、富士・東部地域の4市、2町、6村において、ごみ処理施設に関する事務を共同処理するため、規約を定め、設立するものであります。

なお、設立につきましては、令和4年2月1日を予定しています。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第65号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり決定しました。

◎議案第66号及び議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第6、議案第66号特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び日程第7、議案第67号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の2案件については一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長（菅谷克士君）

○総務課長（菅谷克士君） 議案第66号特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

令和3年の人事院及び山梨県人事委員会の勧告を踏まえ、特別職の期末手当の支給月額を0.15月引き下げるため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、第1条で条例第5条第3項中12月に支給する場合においては、100分の222.5を12月に支給する場合においては100分の207.5に改め、第2条で条例第5条第3項中100分の222.5を100分の215.0に、100分の207.5を100分の215.0に改めるものです。

なお、附則第1条で施行期日を交付の日から施行すると定め、改正条例第2条の規定は令和4年4月1日から施行すると定めております。

また、第2条で改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとすると定めております。

以上が、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の内容になります。

続きまして、議案第67号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

令和3年の人事院及び山梨県人事委員会の勧告を踏まえ、特別職の期末手当の支給月額を0.15月引き下げるため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、第1条で条例第6条第2項中「12月に支給する場合には100分の182.5」を12月に支給する場合には100分の167.5に改め、第2条で条例第6条第2項中100分の182.5を100分の175.0に、100分の167.5を100分の175.0に改めるものです。

なお、附則第1条で施行期日を交付の日から施行すると定め、改正条例第2条の規定は令和4年4月1日から施行すると定めております。

また、第2条で改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとすると定めております。

以上が、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の内容になります。

ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上の2案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、2案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第66号及び議案第67号を採決いたします。

お諮りいたします。

2案件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号及び議案第67号は原案のとおり決定しました。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第8、議案第68号道志村過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産の免除に関する条例を議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長（菅谷克士君）

○総務課長（菅谷克士君） 議案第68号道志村過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産の免除に関する条例についてご説明いたします。

本条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い、同法に基づく固定資産税の課税免除の対象となる業種及び設備投資並びに適用期間を定め制定するものです。

条例の内容は、第1条で振興すべき業種の固定資産税の課税免除を行う趣旨を定め、第2条で取得期間や取得価格の合計額等の課税免除の要件を定め、第3条で課税免除の額、第4条で課税免除の期間、第5条で課税免除の申請についてそれぞれ定め、第6条では、要件を欠くときや不正な行為があった時には村長は課税免除の取消しすることを定めたものです。

なお、附則で施行期日を公布の日からとし、令和3年4月1日から適用すると定めております。また、本条例の制定に伴い、道志村過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例は廃止することとし、令和3年3月31日以前に該当する固定資産税の課税免除についての経過措置を設けております。

以上が、道志村過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産の免除に関する条例の内容になります。

ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第68号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり決定しました。

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第9、議案第69号道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長（山口登美君）

○住民健康課長（山口登美君） 議案第69号道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令と健康保険法施行規則及び船員保健法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴い、出産育児一時金の支給額を引き上げるものと、健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置等による、条例の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、産科医療保障制度が見直され、出産する本人負担の掛金が1万6千円から1万2千円になったことにより、出産育児一時金の支給総額42万円を維持するため、現行の40万4千円を40万8千円に引き上げるものです。

また、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国、地方の取組として、未就学児に係る国民健康保険料均等割について、5割を公費により軽減するものです。

附則において、この条例は令和4年4月1日から施行し、第8条の規定の改正については、令和4年1月1日から施行すると定めております。

なお、条例の施行に関し必要な経過措置を定めております。

以上が、道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容になります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第69号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり決定しました。

○議長（出羽和平君） この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

(午後2時21分)

令和3年第7回道志村議会定例会

議事日程（第2号）

令和3年12月10日（金曜日）午後2時00分開議

- 第1 議案第70号 令和3年度道志村一般会計補正予算（第5回）
- 第2 議案第71号 令和3年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- 第3 議案第72号 令和3年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3回）
- 第4 議案第73号 令和3年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）
- 第5 議案第74号 令和3年度道志村介護保険特別会計補正予算（第2回）
- 第6 議案第75号 令和3年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）
- 第7 議案第76号 令和3年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
- 追加第1 議案第77号 工事請負契約の締結について
- 第8 閉会中の継続調査について

出席議員（10名）

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
3番	池谷銀重君	4番	佐藤徹君
5番	佐藤喜章君	6番	白井勝光君
7番	杉本孝正君	8番	佐藤進君
9番	出羽和平君	10番	大田博文君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	長田富也君	副村長	山口晃司君
教育長	佐藤文泰君	総務課長	菅谷克士君
住民健康課長	山口登美君	産業振興課長	山口俊一君
ふるさと振興課長	山口かおり君	教育課長	佐藤万寿人君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局専門員 大房保夫君

◎開議の宣告

○議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。

よって、令和3年第7回道志村議会定例会2日目は、成立しましたので、これより会議を開きます。

(午後2時00分)

◎議事日程の報告

○議長（出羽和平君） 本日の議事は、配付してあります日程表第2号のとおりです。

◎議案第70号から議案第76号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第1、議案第70号令和3年度道志村一般会計補正予算（第5回）、日程第2、議案第71号令和3年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第2回）、日程第3、議案第72号令和3年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3回）、日程第4、議案第73号令和3年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）、日程第5、議案第74号令和3年度道志村介護保険特別会計補正予算（第2回）、日程第6、議案第75号令和3年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）、日程第7、議案第76号令和3年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）以上の7案件は一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君

○総務課長（菅谷克士君） 議案第70号令和3年度道志村一般会計補正予算（第5回）について説明いたします。

令和3年度 道志村一般会計補正予算（第5回）につきましては、第1条歳入歳出予算で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,157万4千円を追加し、総額24億9,478万1千円とするものです。

補正の主な内容についてご説明をいたします。

歳入につきましては、1款村税は、村民税で所得割を221万8千円の増額を見込み、14款国庫支出金は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業補助金、3回目となる新型コロ

ナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金などにより1,655万2千円の増額、15款県支出金は、ナラ枯れ被害対策事業費補助金、農林水産業施設災害復旧費補助金など3,615万9千円の増額、21款村債は、過疎対策事業債、農地・農林漁業事業債の増により670万円の増額です。

歳出につきましては、期末手当の減額や人事異動に伴う人件費の増減のほか、2款総務費において、新型コロナウイルスまん延防止対策に伴い各種事業が見送られたことによる減額のほか、道志村公共施設個別計画及び総合管理計画改定業務委託費の減、道志村総合計画中間検証アンケート業務委託の増、事業費確定見込みに伴うオリンピック・パラリンピック誘致事業費及び富士急山梨バス運行補助金の減、地域おこし協力隊の採用見送りによる事業費の減、などにより3,593万8千円の減、3款民生費において、子育て世帯への臨時特別給付金事業に係る扶助費等の事業費の増、などにより502万円の増、4款衛生費において、3回目となる新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費などにより781万6千円の増、6款農林水産業費において、農村災害対策整備事業の進捗に伴う負担金及び付帯工事費の増、ナラ枯れ対策事業費等による林業費の増などにより1,238万4千円の増、7款商工費において、新型コロナウイルス感染拡大防止による各種イベントの中止などにより219万5千円の減、8款土木費において、若者定住応援補助金、簡易水道事業特別会計繰出金、田代地区の残土処理場崩落予防のため測量設計業務、村道下向線舗装打換工事、木材価格等の高騰による村営住宅建設事業費の増により、2,446万8千円の増、10款教育費において、新型コロナウイルス感染拡大防止による各種事業の中止などによる減、学校給食費改定による賄い材料費の増など、316万2千円の減、11款災害復旧費において、林道野原線災害復旧工事箇所において再崩落が発生したことにより、3,470万5千円の増、13款諸支出金において、公共施設整備等事業基金に積み立てるため1,881万8千円の増、が主な内容であります。

第2条地方債は、過疎対策事業債及び災害復旧事業債の増により、670万円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口登美君。

○住民健康課長（山口登美君） 議案第71号令和3年度道志村国民健康保険特別会計補正予

算(第2回)についてご説明いたします。

補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,250万5千円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、8款繰入金25万6千円を減額するものです。

歳出につきましては、2款保険給付費14万1千円の減額、3款国民健康保険事業費納付金21万5千円の減額、7款諸支出金10万円を増額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

続きまして、議案第72号令和3年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3回)についてご説明いたします。

補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ400万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,210万4千円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款診療収入197万4千円の減額、3款繰入金201万5千円の減額、7款村債100万円の減額、9款県支出金98万7千円を増額するものです。

歳出につきましては、1款総務費14万円の増額、2款医業費445万円の減額、3款施設整備費30万8千円を増額するものです。

第2条地方債は、過疎対策事業債の減により100万円の減額となっています。なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長(出羽和平君) 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長(山口俊一君) 議案第73号令和3年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算(第2回)について、ご説明いたします。

補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ67万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億357万2千円とするものであります。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、5款繰入金212万9千円の増額、8款村債280万円を減額するものです。

歳出につきましては、1款簡易水道事業費67万1千円を減額するものです。

第2条地方債は、簡易水道事業債の減により、280万円の減額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口登美君。

○住民健康課長（山口登美君） 議案第74号令和3年度道志村介護保険特別会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。

補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2277万6千円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、6款繰入金52万2千円を増額するものです。

歳出につきましては、1款総務費51万4千円の増額、2款地域支援事業費8千円を増額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、山口俊一君。

○産業振興課長（山口俊一君） 議案第75号令和3年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）について、ご説明いたします。

補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ64万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,878万7千円とするものであります。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金6万6千円の減額、2款使用料及び手数料10万円の増額、5款繰入金40万8千円の増額、8款村債20万円を増額するものです。

歳出につきましては、1款浄化槽事業費64万2千円を増額するものです。
第2条地方債は、下水道事業債の増により、20万円の増額となっております。
なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。
ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

- 議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口登美君。
○住民健康課長（山口登美君） 議案第76号令和3年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)についてご説明いたします。

補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,672万3千円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、6款繰入金31万6千円を増額するものです。

歳出につきましては、2款後期高齢者医療負担金31万6千円を増額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

- 議長（出羽和平君） 以上7案件について質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

- 議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。
次に、7案件について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

- 議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。
これより、議案第70号から、議案第76号までの7案件を採決いたします。
お諮りいたします。
7案件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。
よって、議案第70号から議案第76号までの7案件は、原案のとおり決定しました。

◎日程の追加

○議長（出羽和平君） お諮りします。

ただいま、長田村長から議案第77号工事請負契約の締結についての案件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第1に、議案第77号工事請負契約の締結についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 追加日程第1、議案第77号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 議案第77号工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

令和3年11月30日指名競争入札に付した、竹之本地区法面工事について、次のとおり請負契約をするため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めものです。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | (明許)竹之本地区法面工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 80,300,000円 |
| 4 契約の相手方 | 山梨県南都留郡道志村9734番地
有限会社渡辺工務所 代表取締役 渡辺美智子 |

提案理由ですが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第2条に基づき、提出するものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第77号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第77号は、原案のとおりのとおり決定しました。

◎閉会中の継続調査について

○議長（出羽和平君） 日程第8、閉会中の継続調査について議題といたします。

本件は、お手元に配布してありますとおり、議会運営委員長、各常任委員長から、閉会中の所管事務の継続調査及び委員会活動を推進するため、研修等実施の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員長、各常任委員長申し出のとおり、閉会中の所管事務の継続調査及び研修等実施に付することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長、各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の所管事務の継続調査及び研修等実施に付することに決定いたしました。

以上で、議事は全て終了いたしました。

◎村長挨拶

○議長（出羽和平君） ここで、長田村長から閉会にあたって、挨拶をいただきます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

〔村長 長田富也君 登壇〕

○村長（長田富也君） 令和3年第7回道志村議会12月定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員のみなさまがたにおかれましては、12月7日の開会から本日まで、慎重かつ熱心にご審議を賜り、条例改正や補正予算をはじめ、提案いたしました案件をお認めいただき、誠にありがとうございました。

また、全員協議会では、村の様々な課題について、多岐にわたり大変貴重なご意見を賜り、熱心にご審議いただきました。これらのご意見は真摯に受けとめ、今後の村政に活かしてまいりたいと考えています。

さて、令和3年は、新型コロナウイルス感染対応のほかに、東京2020オリンピック自転車ロードレースにおいて本村がコース会場となり、村の豊かな自然が世界中に映像で配信されるなど、村の歴史に大きく刻まれる出来事もございました。この貴重な機会は好機ととらえ、村の振興や発展にもつなげられるよう、今後も引き続き努力していく所存でございます。

終わりに、寒さ厳しき折、これから年末に向けて大変慌ただしい日々が続くことと思いますが、議員の皆様にはどうかご自愛の上、新しい年をお迎えになられますよう、来たる年が皆様にとりまして、より良き年となりますようお祈りし、議会12月定例会の閉会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

どうかよいお年をお迎えください。

◎閉議の宣告

○議長（出羽和平君） これで本日の日程は全て終了しましたので、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（出羽和平君） これをもって令和3年第7回道志村議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後3時10分)

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
